

**社会福祉法人羽島市社会福祉協議会**  
**羽島市発達支援センター嘱託職員募集要項**

1. 職種及び業務内容

相談支援専門員：指定障害児相談支援事業所における相談支援、児童の発達にかかる外来相談、一般相談及びこれに付帯する業務

2. 受験資格

障害児療育に関心があり、次の（１）から（３）を全て満たす人

（１）保育士資格または保健師免許を有すること。

※ 指定障害児相談支援事業所で相談支援専門員として勤務経験がある人、相談支援従事者研修を受講済の人歓迎。

（２）普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を所持し、社用車を運転できること。

（３）パソコンでの基本的な操作（ワード、エクセルを使っての文書入力や定型フォームへの入力）ができること。

ただし、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する人は応募できません

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（ウ）日本の国籍を有しない人

（エ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 採用人数 1名

4. 採用予定日 令和4年4月1日（応相談）

5. 雇用期間 採用日から、採用日以降最初の3月31日まで（更新制度あり：1年単位）

6. 勤務地 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館3階  
羽島市発達支援センター「相談室もも」

7. 労働条件

（１）給与等 月額170,900円（更新時昇給の場合あり）

※ 職務経験により加算する場合があります。

期末手当：最大年間2ヵ月分（前年度実績）、

通勤・扶養・時間外手当等あり（本会規程により支給）

（２）勤務時間 勤務時間：8時30分から17時15分まで（休憩60分）

及び休日 休日：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日ま

で)、年次有給休暇・特別休暇（慶弔、夏季連続3日等）あり  
※ 業務の都合により、時間外勤務、休日出勤があり、他の日を休日と振り替える場合があります

※ 始業・終業時刻を繰り上げ・繰り下げる場合があります

- (3) 福利厚生等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険加入、互助制度あり  
定年：満65歳に達した日以後の最初の3月31日  
(定年後も契約更新の場合あり)

※ 上記は令和3年4月1日現在の基準であり、今後変更する場合があります。

## 8. 申込方法・期間

- (1) 次の書類を準備し、持参または郵送すること

- ・ 持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分の間
- ・ 郵送の場合：特定記録郵便または簡易書留郵便

①職員採用試験申込書（本会所定様式、本会ホームページからプリントアウトするか、本会へ連絡し事前に入手すること）

②所有する資格または免許を証する書類のコピー

※ 提出書類の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、採用しません。

- (2) 申込は随時受け付けます

※ 採用者が決定次第、受付・選考を終了します。

## 9. 選考方法・試験日等

- (1) 日時 申込書類受付時に調整【申込日以降、応相談】  
(2) 会場 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館  
(3) 選考方法 面接

10. 結果通知 受験者に郵送で通知

## 11. その他

- (1) 希望者には職場訪問を認めます（訪問にかかる経費は本人負担とします）。  
(2) 職員採用試験申込書及び添付された書類は、返却いたしません。  
(3) 採用後に資格等に虚偽、不正等が発覚した場合、採用を取り消します。  
(4) 採用の日から3か月間を試用期間とし、職員として不相当と認めるときは、本採用を取り消す場合があります。

## 12. 照会先及び申込先

〒501-6255 羽島市福寿町浅平3丁目25番地（羽島市福祉ふれあい会館3階）  
社会福祉法人羽島市社会福祉協議会 羽島市発達支援センター「相談室もも」  
電話番号：058-392-6125 担当：山田、永納